



栃木県公報

令和5(2023)年
3月24日(金)
号外
第10号

目次

規則

- 栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正…………… 1
公安委員会
- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正…………… 2

規則

栃木県規則第11号

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県営住宅条例施行規則（平成9年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(収入の申告)</p> <p>第9条 入居者は、毎年知事が指定する日までに、収入申告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(割増賃料)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p> <p><u>3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(収入の申告)</p> <p>第9条 入居者は、毎年6月末日 _____ までに、収入申告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(割増賃料)</p>

第14条 条例第18条第1項の割増賃料の額は、改良住宅の家賃に次の表の左欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額以下で知事が別に定めるところにより算出した額とする。

入居者の収入	率
114,000円（条例第4条第1項第3号アに掲げる場合にあっては、139,000円）を超え158,000円以下の場合	略
158,000円を超え191,000円以下の場合	略
191,000円を超える場合	略

第14条 条例第18条第1項の割増賃料の額は、改良住宅の家賃に次の表の左欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額以下で知事が別に定めるところにより算出した額とする。

入居者の収入	率
137,000円（条例第4条第1項第3号アに掲げる場合にあっては、178,000円）を超え200,000円以下の場合	略
200,000円を超え242,000円以下の場合	略
242,000円を超える場合	略

別記様式第2号備考に次のように加える。

3 条例第9条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める書類を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(住宅課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第1号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（平成5年栃木県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 交番				別表（第2条関係） 1 交番			
管轄署名	名称	位置	所管区	管轄署名	名称	位置	所管区
略				略			
下野警察署	略	略	略	下野警察署	略	略	略
	小金井交番	下野市 駅前七丁目	略		小金井駅前交番	下野市 小金井	略
さくら警察署	略	略	略	さくら警察署	略	略	略
	喜連川交番	さくら市喜連川	さくら市のうち喜連川、葛城____、鷺宿、小入、早乙女の一部、上河戸、下河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積、桜ヶ丘、 <u>フィオーレ喜連川</u>		喜連川交番	さくら市喜連川	さくら市のうち____葛城、喜連川、鷺宿____、早乙女の一部、 <u>小入、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、フィオーレ喜連川一丁目、フィオーレ喜連川二丁目、フィオーレ喜連川三丁目、フィオーレ喜</u>

略			
2 警察官駐在所			
管轄署名	名称	位置	所管区
略			
さくら警察署	略	略	略
	花岡警察官駐在所	略	略
略			
3 略			

略			
連川四丁目、フィオーレ喜連川五丁目			
略			
2 警察官駐在所			
管轄署名	名称	位置	所管区
略			
さくら警察署	略	略	略
	花岡警察官駐在所	略	略
	下河戸警察官駐在所	さくら市下河戸	さくら市のうち上河戸、下河戸、南和田、金枝、鹿子畑、穂積
略			
3 略			

附 則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。